

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第10回)

議事録

1. 日時:平成14年12月18日(水)10:00~12:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
3. 出席者:
細田博之科学技術政策担当大臣
【委員】井村裕夫会長、桑原洋会長代理、相澤英孝委員、荒井寿光委員、
新井賢一委員、江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、
中島淳委員、藤野政彦委員、山本貴史委員
【事務局】永松審議官、高倉参事官
4. 議題:
 - 先端技術分野における知的財産の保護と活用について
 - 知的財産関連人材の育成について
 - 「知的財産戦略について(案)」について
5. 議事要旨

会長

ただいまから「総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会」を開催します。

本日は、前回の関連で先端技術分野の知的財産の取扱いについてもう少し議論し、その後、人材育成のあり方について御審議をいただきたい。そして、この専門調査会のまとめをしたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、開会に当りまして、細田大臣から御挨拶がございます。どうぞよろしく願いいたします。

大臣

皆様、おはようございます。細田博之でございます。

本年最後の知的財産戦略専門調査会に、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。この調査会では、本年3月の第1回から第6回にかけて精力的な御検討をいただき、6月に中間とりまとめをまとめていただきました。その結果は、知的財産戦略大綱に反映することができました。また、9月からの御検討によりまして、大学の知的財産本部における研究開発成果の効率的な管理やTLOとの連携による技術移転の促進、先端医療技術、特に再生医療技術の特許化等の課題につきまして、その方向性を決める重要な報告がとりまとめられるものと考えております。

本日御審議いただきますとりまとめの案につきましては、本日の御議論を踏まえて必要

な修正を行った上で、総合科学技術会議として本報告書を関係大臣に意見具申するとともに、知的財産基本法に基づく知的財産の推進計画に反映したいと考えております。

また、私個人も日弁連の知的財産政策推進本部のリーダーに少し働きかけをしています。日弁連には御存じのように約 300人の特許専門の弁護士がいます。来年、各大学の代表の方と「お見合い」をしてもらおうと思っています。大学側からそういう専門の方が必要という場合でも、なかなかいい人がいなくて、近所に誰がいるのだろう、ということがあります。そこで、お見合いの仲介ということで、一種の出会いの場を作ろうということで、日弁連会長をはじめ知的財産政策推進本部の幹部の皆さんと大学の代表の方との間でそういう会を開くことを計画しています。

弁理士会も張り切っていて、競争的条件が整ってまいりました。特に、今後の知的財産本部の立ち上げについては、大学側も関心が強く、環境をうまく整備すれば整ってくるのではないかと。ただ、常時顧問弁護士として高いお金を払うわけにはいかないでしょうから、お互いがうまく、いざとなったらすぐに声かけられるような体制をとったり、常に特許の事務については特定の権利者とかいろいろな方と、きちんとした体制をとるというようなことが必要になってくるでしょう。大きな大学においてはほとんど問題ないわけですが、地方大学などはまだまだそういった体制ができませんので、そういったことをお手伝いしようということで、今いろいろ計画を立てているところですので、あわせて申し上げた次第でございます。

いずれにしても、皆様方の御審議の結果が、今後の知的財産戦略の大きなきっかけといえますか、すばらしい成果となって21世紀の日本の知的財産戦略のかなめとなることを確信いたしまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

会長

大臣、どうもありがとうございました。

本日は、この専門調査会の一応のまとめをしたいと考えております。そのまとめをできるだけ、今度内閣にできる知的財産戦略本部に反映をしていく必要があります。そういう意味では、細田大臣にもまたいろいろとよろしくお願ひしたいと考えております。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

それでは、早速議事に入りたいと思う。本日は3名の専門委員の方からプレゼンテーションがあります。時間の都合で、すべて説明していただいた後、まとめて討論をしたいと思ひます。

荒井委員からは、先端技術分野の知的財産の取扱いについて、中島委員と山本委員からは、人材育成について御説明をいただきます。内容は少し違いますが、関連しているのでまとめて御報告をいただきたいと考えています。

それでは、まず荒井委員からよろしくお願ひします。

○荒井専門委員

(資料1-1に沿って説明)

会長

ありがとうございました。医療特許の問題については前回もいろいろ御議論をいただきまして、これからまとめをしなければいけないので、後で御意見を伺いたと思います。

続きまして、人材育成の観点で、中島委員から説明をお願いします。

○中島専門委員

(資料1-2に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、議論は後でいただくとして、山本委員から、やはり人材育成について説明をお願いしたいと思います。

○山本専門委員

(資料1-3に沿って説明)

会長

ありがとうございました。人材育成も非常に大事ですが、後でまとめて御議論をいただきたいと思います。

冒頭に申し上げたように、本日は本年最後の専門調査会なので、「知的財産戦略について」というまとめを、できれば御承認いただきたいと考えている。これは3つの章から構成されており、1つは「大学等における知的財産管理体制の充実」で、これはもう既に御議論いただいた。2番目が「先端技術分野における知的財産法制の整備」。これは前回御議論いただき、本日はまた荒井委員から追加の意見をいただき、そのほかの委員の方からも御意見をいただいている。これは後でまた御議論いただく必要があると思っている。3番目が、今お2人の方から出た「知的財産専門家人材の養成等基盤整備」です。

できるだけ委員の皆様の御意見を入れて、事務局がたたき台をつくっているの、まずそれを説明していただいて、その上で議論をいただくことにしたいと考えている。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2、専門委員の意見について説明)

会長

それでは、資料2を中心に御議論をいただくことにしたいと思う。

まず、第1の「大学等における知的財産管理体制の充実」について、何か御意見があれば伺いたと思うが、いかがか。

説明があった裁定実施権の問題はどこに書いてあるか。

事務局

それはまだ事務局提示の原案には入っていません。後ほど委員から御発言があるかと思えます。

会長

そうですか。これは2番目の問題ですから、後で。

5ページの「機関帰属の原則」の1行目。「研究開発成果に関する知的財産権は一般的には」云々とあるが、これはむしろはっきりと「特許権は」とした方がよい気もする。知的財産権の中でも著作権は全く違う書き方をしているから。このくだりは職務発明。もちろん、意匠権などもこういうルールに従うけれども、やはり「特許権」にした方がよろしいのではないか。

会長

事務局、その問題はそれでいいわけですね。

事務局

はい。特許権以外に、意匠、実用新案、種苗権などについても職務発明規定があるので、それらを含めるために、広く「知的財産権」と書きましたが、たしかに著作権は扱いが違い、そもそも、以降の文章が「発明」を対象にしているので、ここが「特許権」と書いてもいいと思います。

会長

ほかに何かございますか。

6ページの中ほどに「なお書き」がある。ここでは、「知的財産権(有体物に関する民法上の権利を含む)」とあるが、ここは「含む」というより、例えば、「及び、開発に際して生じた有体物に関する権利」として並記してはどうか。知的財産権の中に有体物に関する権利を含むと書くと、少しきつい気がする。書き方だけの話で、趣旨は結構です。

会長

今の続きのところで、「機関帰属の限りではない」とあるが、そういう言葉の使い方でのいいののか。

事務局

企業の職務発明規定を取り寄せて調べたら、大体、そう書いてありました。原則組織に帰属し、企業の判断で出願をしない場合、この規定の限りではないと。その表現を利用しましたが…。

会長

「規定の限りではない」ならいいと思うが、「機関帰属の限りではない」というのがちょっと。それでわかるかどうか。

事務局

わかりました。もう一言足した方がいいかもしれません。

会長

同時に、大学等の機関が内部規定で決めなさいということはどこかに書く必要があるでしょう。この問題について。

12ページ、13ページの、「必要十分な予算の確保と大学等の責務」のところ、主に特許出願にかかる経費を予算化することが大事であると書かれているが、実際には技術移転を行うわけだから、マーケティングにかかる経費、例えば外部にTLOがあった場合に業務委託の経費であるとか、こういったものも折り込んでおいていただいた方がよいのではないかと思う。それがないと、出願はできてもマーケティングの実行部隊で人を雇えないとか、そういう話になってしまえば本末転倒ではないか考える。

会長

少し文章を検討することにしたい。必要十分なというところまで予算が確保できますかね。必要な予算の確保はいいと思うが、どんどん出てくるとかなり膨大になってくるので。

水を差すようで恐縮だが、このように予算が十分確保されると、特許が必要だということを出願していくわけですが、企業の中でも役に立たない出願が随分ある現状からして、投資をしたがそのリターンがどうなっているかという、組織としての状況チェックを適切にやっていく必要があるのではないかと思います。資料には、出願促進の方向しか書いてないように思われます。

会長

それは何か検討したか。

事務局

それは何カ所でも強調している。(2)の「知的財産管理部門の整備」のところでも、評価選別能力を高めて、無駄なことはするなという指摘。それから、10ページの④の「情報の公開と活動の自己評価」のところでは、出願費用がどのように適切に使われているか、入口から出口までをしっかりと自己点検し、外部にも報告するという点。13ページでは、お金を使う場合には、「出願圧力」という表現はやや不適切かもしれないが、先生方から、これも出願してよという声はどうしても強まるので、お金があるからといって、そうですかと出願するようなことがあってはならないということも書いている。それから、事前の特許調査もしっかりやるようにということも書いている。今の御意見の趣旨は多分委員共通の認識だと思う。決して水を差す話ではなくて、むしろこれは当然そうであるべきだということでこの文章を書いています。

予算に関連する方ですが、補助金等を受けた場合には、透明性の問題で、どう使ったかということを確認にすることについて、たしかワーキンググループで議論したような気がしますが、その点はどのように取り扱われているのでしょうか。

事務局

あのかきは、情報の公開の内容が、ライセンス収入等も含めて、わりと多くの情報を出せということになっていたのか、それはなぜかという問いに対して、補助金や国の税金を使っている以上は…という説明をしたと思う。今回は、もちろん情報公開が大原則だけれども、10ページの④のところ、情報公開の対象を「発明者ごとの出願状況」等と、わりと妥当な内容で限定したので、その開示の目的は「社会的公正性を担保しておくために」という表現が適切ではないかと考えた。

出願費用であれば、どの先生がどのくらい出願して、このくらい費用がかかったということでもいいと思いますが、広い範囲で使うとすると、それについてきちんと開示するということは、必要になるのではないかと思います。その点について、もし文章を書き直すのであれば御留意をお願いしたいと思います。

会長

わかりました。ほかに何かございますか。もしなければ、次へ進みたいと思う。

2番目は、「先端技術分野における知的財産法制の整備」です。ここでの一番大きな問題は、医療行為関連発明の特許の問題です。これについて少し御議論をいただきたいと思う。竹田委員、お願いします。

○竹田専門委員

(修正意見の資料に沿って説明)

会長

ありがとうございました。この問題については、先ほど荒井委員からもいろいろ提言がございましたが、いかがでしょうか。

○荒井専門委員

(修正意見の資料に沿って説明)

会長

ありがとうございました。重要なポイントでもあるので、御意見があればもう少し伺いたいと思うが、いかがでしょうか。

私はワーキンググループの委員です。法改正を否定するわけではないですが、特に生物由来製品について保護制度を充実してほしいというお話があり、いろいろな法技術的な方策を探っていきたいと思います。合意が得られるものから、合意が得られる方法で実現をするということが必要なのではないかと考えています。

制度的に申し上げれば、法改正をする方がきちんとしていいと思いますけれども、いろいろな御意見があるので、その御意見を踏まえた上で実現することを考えるべきものと考えます。特に生物由来製品について必要が高いのであれば、その点を明確にさせていただいた方が、審議会のワーキンググループで議論を進めるときも、議論が詰めやすいのではない

かと思えます。

会長

ほかにいかがでしょうか。特許庁の方からも何かございますか。

特許庁

産業構造審議会のワーキンググループで議論は進めさせていただいており、少なくとも先端医療については何らかの前向きな結論が得られると、私どもとしても期待している。確かに、方法論については、今、御指摘があったように、いろいろあると思う。いずれにしても、本日、ここでどのような最終的な結論をいただけるのかわからないが、それを踏まえて、ワーキンググループのコンセンサスに沿って、我々としても作業をしていきたいと思っている。

会長

いかがでしょうか。議論は大体出尽くしている感じがあり、法改正に向けた施策が必要であろうということです。その手順をどうするかという辺りで若干意見が分かれており、十分な理解が得られているかどうかという点も少し問題があるので、その辺の働きかけはできるだけしたい、我々としては理解を得られるようにしたいと思っている。

荒井委員提案の修正意見との関係だけれども、私が、「可及的速やかに法制度の整備を行うこと」というのは、もっと端的に言えば、来年の通常国会に提出することだが、そのためには、もう法律案ぐらいができていないと間に合わないのが通常のパターン。そうなってくると、再来年には必ず法改正をとまで書きたいところだが、そういう表現までこの中間報告に入れることはどうかと思ったので、差し控えてこういう表現にした。趣旨としては荒井委員が申し上げたことと同一なので、その辺は事務局の方でしかるべく表現を調整していただいて結構だと思う。

今の点について、御趣旨はよくわかりました。私の案の一番最後のところの「法改正の準備」という意味は、直ちにやるべきことは準備だから、まとまるのは来年か再来年の国会になるのではないかとということで書いた。その辺の趣旨も同じかと思う。

会長

それでは、この辺りの文章をどうするかはお任せいただきたいと思う。趣旨はよくわかったので、適切な文章になるようにしたい。

裁定実施権の問題で、何かありますか。

利用関係に関する裁定実施権の問題について、これは、たしか特許庁の話もあって、現状のような形になったと思うが、このように、先端医療関係の発明が特許可能となってくると、いろいろ大きな問題が出てくるのではないかと懸念される。例えば、企業なり大学の研究段階のところに特許の範囲が及んでくるとなると非常に大きな問題が起こってくるのではないか。これは間違いなくサイエンスの進歩を阻害することになるのではないかと感じる。

医療特許というものが人にだけ特定して行われるのかどうかという問題もある。1つの例を挙げてみると、低温療法という手術の手法がある。動物実験で、例えばサルで行って、実際にサルのDNAがどのように動くかを検討した上で、それから薬をつくっていこうということをやったとき、低温療法そのものが新しく特許になっていたとしたら、低温下での手術が特許になって、これが非常に効果があると言われていたような形になっているとき、それが、今やった研究は特許に抵触するのではないかという話になってくると困る。少なくとも研究段階については、サイエンスの進歩のために、間違いなくきちんと特許の枠の中に入らないということを明記していただければ、非常にありがたい。

要するに、国研、ベンチャー、企業等であることを問わず、営利に直結しない試験研究段階の行為は、基本的にすべて、特許法69条で除外されている試験研究にあたることを明確にすべきである。

現行法で、試験研究は69条で明確に除外されており、最高裁判所の判例で、試験研究の範囲はかなり広いものと捉えられているものと理解することができるのではないかと思います。

会長

これはこの間、名古屋大学の上田教授が来られて、例として、自分の体の皮膚を取ってきて、それを試験管の中で増やしてまた戻すとすると、それは一連の医療行為と見なされて、同じ人の場合には特許の対象にならない。他人の場合だとなるわけです。その辺の矛盾があるので、実際、これはそういった研究の段階ではなくて、実際の医療の一部について特許がかかるようにしてほしいと。そうでないと、こういう技術が一般化しない。研究室で細々とやるだけになるのではということの訴えがあった。それは多くの委員の方々が賛成をして、こういう形になっている。だから、研究は対象ではないと私も思っている。

その辺がきっちり明確になっているといいが、研究の段階でも、例えば外国からは随分クレームが来る。例えば、ある特定のセルを使ったアッセイをやると、それに対して、我々の特許に引っかかっているのではないかというクレームが来る。本当の意味での基礎研究の段階で使っていても、そういうことを言われることがある。その辺はきっちりしておいてもらわないと、研究がしにくくなっていく。そういうことは実際に存在すると思う。

会長

しかし、これは医療行為とはちょっと異なる。

事務局

医療行為に限らず、すべての分野の発明に関し、試験研究に特許が及ばないことは特許法に明記されている。

会長

先生の懸念は、細胞そのものに特許がある場合ですか。

やり方です。方法の発明の場合です。

会長

その辺りは、国によって若干その範囲が違うのですかね。

補足しますと、69条は日本法の話であり、外国の場合にはそれぞれ試験研究についての規定振りなどが違ってきます。日本とは必ずしも同一の取扱いになるかどうかはわかりませんが、外国法の問題は、ここでの議論の対象外の問題だろうと思います。

ただし、試験研究に関するものでも、医療方法とは関係なく、試験方法に関する特許権の場合には、その方法を実施して他の試験を行う場合には特許の効力が及びます。これはそもそも特許の種類が違います。ただ、それは医療方法の特許とは、井村先生が御指摘のように、違う問題です。

会長

ほかにいかがですか。それでは、修文はお任せいただくとして、医療行為に関する特許保護の問題をきちんと書き込むことにしたいと思う。

続きまして、人材育成の問題について御意見を伺いたいと思います。

○竹田専門委員

(修正意見の資料に沿って説明)

会長

また少し御議論をいただきたいと思う。

今、先生が言われた審査官の増員については、賛成です。特許庁も増員についていろいろ苦勞されていることはよくわかるのだが、いかんせん外国、特にアメリカ、ヨーロッパの審査官の数及び1人当たりの負担ということでは何倍もの差がある。ここ10年、増員は平均すると毎年1桁ぐらいになっており、これでは難しいのではないかとということで、竹田委員の趣旨に賛成です。

それから、専門職大学院について、個人的にいろいろ提案をしたのだが、あまり反映されず、力不足で残念です。皆様の意見がそういうことであればやむを得ないと思うけれども、特に、専門職大学院、既に知的財産に特化した大学院構想は、いろいろな大学でもう既に進んでいるわけであり、黙っていてもどんどん進むということで、要は、官としてのシステムの対応が大事なのではないかと思う。役に立つプロフェッショナルを十分な数供給することが大事です。私個人としては、引き続きそういう主張を続けていきたいと思う。

会長

質の向上と人員増は非常に重要な問題だが、これは国家公務員とすると制約がいろいろあると思う。その辺はいかがか。アウトソーシングも現在視野に入っているわけですね。

事務局

現在、審査官が審査処理するものの7割ぐらいはアウトソーシングを既にしており、今後ともそれをさらに増加させる。

会長

そうすると、1つは予算の増加が必要ですね。

事務局

そうです。

会長

その辺を少し書き込むことはできますか。

事務局

アウトソーシングを含めた予算ですか。

会長

そうですね。

事務局

それについては、「体制強化」ということで表現したつもりだったが……。

会長

どうぞ。

今の点に関連して申し上げますと、審査官の増員は、定員法の枠組みなどがあってなかなか難しいことは私も十分承知しているし、また、審査官だけではなくても、対外的ないろいろな協力機関を使って多様な体制でやれば、その点はかなり補えるという問題も今までいろいろ考えられてきたところだからわかる。審査官自身が特許庁で多くの人材でやることと、外部団体等の協力を得てやるのとでは、それこそ予算や何かのお金の面で言えば大変な違いであって、後者の方が大変なロスがある。そのことを考えても、また、質的な面から見ても、特許庁の審査官自体を増やして、あわせて質の向上を図ることが第1に選択すべき道だと思う。

特に私がこれを書きたいと思ったのは、今度、知的財産戦略本部もできるが、いわば今までの省庁の枠を越えたところで、本当に必要なものは何かということを実現するためにできたとは私は理解している。それであれば、こういう問題を積極的に取り上げておいて、あとは、知的財産戦略本部など、省庁の枠組みだけの問題から考えるべきではないということまで行かないと、具体的に知的財産戦略と言ってみても、本当のところ意味がある戦略の実現はできないのではないかと。そういう意味で、いろいろな枠組みがあることは承知の上で、このくらいの表現はしていただきたいというのが私の考え。

会長

それでは、どうぞ。

「審査官の増員」という言葉自体は、中間まとめのときも、最初は「増員」となっていて、後で「確保」という言葉に変わった経緯があったと私は記憶している。私どもが実際に特許庁で審査をしていただいている立場としては、最近では、質の低下もある程度見受けられるような感じがする。確かに、アウトソーシングというのは、サーチをアウトソーシングするということであり、審査そのものは特許庁の中できちんとされている。つまり、審査の質の向上、数をこなすためにはアウトソーシングだけですべて賄えるわけではないと私は理解している。したがって、竹田先生がおっしゃるとおり、「審査官の質の向上」という文言など、いろいろ難しい問題はあるかもしれないが、審査官の増員ということを明確に言うべきだろうと思う。

会長代理

今の御意見には基本的に賛成だが、もう1つ特許庁を支援したいのは、審査の法律化のために、もっと装備を強化すべきではないかということ。各国間で相互承認をすることも1つの手だし、審査官の教育をもっとするということもあるだろう。しかし、基本的には、IT化等々、審査の効率化のための投資をもっとやることも併記しておいた方が、全体としてはいいのではないかと思う。皆さんどこでも、人を増やせということだけではなくて、何とかこの量をこなせないかということをやっているわけだから、ぜひ併記してはどうかと思う。以上です。

意見というよりも、産業界からの要請の状況ということですが、日本経団連あるいは知的財産協会も、審査官の増員については強く要望しています。そういう意味では、産業界総じての意見だろうと考えています。

会長

今おっしゃったIT化の問題では、さらに改善の必要性は高いのだろうか。

事務局

特許庁では、もう10年前から、ペーパーレス計画ということでIT化を進めているが、日々、市場にある様々なIT機器は改善しているので、それを取り込んでさらに特許庁のシステムを改善するという意味では常に改善の余地がある。現在のペーパーレスシステムは全体としては機能してはいるが、より安価で効率のよい機器が市場にあれば、それをどんどん取り込むという意味では改善の余地があると思う。

会長

これについては、各省間の調整をするとこういうことになるのだろうと思うが、この専門調査会として、やはり増員ということがなくては、プロパテント政策がとれないだろうと思うので、それは書き込む方向でまとめたいと思う。

ほかにどうぞ。

18ページのしたの方、「一方、産業界においても」という段落について。これを読むと、特

許の出願を減らさないというようにも読み込めるような気がします。

それともう1つ、全体の流から言うと唐突に出てきた感があり、その辺の関連と必要性をぜひ御考慮いただきたいと思います。

会長

確かに、ここだけトーンが違いますね。

今の点は私も同感です。出だしの「一方」を少し変えたらいいのかと思う。「増員が必要である」と言ってから「一方」と言うと、ここもまた重みが出てくる。だから、例えば、「もちろん、産業界及び大学等においても、特許の質に配慮した戦略によって、出願件数を抑える努力も求められることは申すまでもない」とか、とにかく付言する程度。先ほど御指摘があったように、企業ではかなりその辺は企業戦略として努力しているが、大学がこれから、大学間の出願競争みたいな形になると、大変なことになるから、一応こういうところでも釘を差しておく必要があるかもしれない。だから、付言する程度にしないと、(2)の文章全体の焦点がぼけてくるように思う。

会長

「世界一の特許件数」というところからこういう文章が入ったのだろうと思うが、書き方を少し工夫して、あまりネガティブにならないようにしないといけないですね。

ほかに何かございますか。

実は、科学技術振興調整費に「人材育成」という予算がある。それは、文部科学省が公募して、特定の分野の人材育成のために使うお金であり、知的財産については今年から入れている。今年も東京大学と東工大についている。まだ予算が最終決定ではないけれども、できれば来年は3つくらいの大学につけたい。これは、法律の専門家と科学技術の専門家の両方が参加するものでないといけないとしており、1億円を5年間つける。それを核にしていろいろな専門職大学院へ発展させていただくと、非常にいいのではないかと考えている。

ほかに何かございますか。

もしなければ、全体を通じて御意見があれば伺いたいと思う。

裁定実施権の問題は前から盛んに言われていることだが、事務局案には完全に抜けている。日米合意の裁定実施権に関しては、「さらに検討する」くらいのことを書いていた方がよろしいのではないか。バイオテクノロジー関係の業界あるいは企業から、そういう希望が出ているので、その辺の配慮をお願いしたいと思う。

日米合意をもとに、利用関係に基づく特許の実施にあたり、産業界の実情に合わせた円滑な特許の流通・有効な活用を推進する上での運用方法を担当者レベルで検討すべきであり、言い換えれば、中間まとめに言う利用関係の裁定実施問題に対する具体的な解決方法を策定する必要があるということについて記載すべきである。

事務局

医療関係の裁定実施権については、中間まとめに書いており、この専門調査会の最終

まとめは、中間まとめと、前半の20ページのもの为一体として総合科学技術会議に出されるので、決してこの問題が落ちているわけではない。

ただ、今の御意見が、その後の検討状況ぐらいを書いておけということであれば、どこかに、例えば公正取引委員会で研究会をしたり、特許庁が知財研で本当に問題があるのかどうかというところから、ケーススタディというか、実例を収集して分析する作業をしているので、そこを書くという御提案であれば、ほかの委員の方の意見を聞いた上で入れることは可能ではないかと思う。

会長

中間まとめでは何ページに書いてあるか。

事務局

41ページです。2番目のパラグラフ、「論点を検討する」となっているが、その作業は始まっている。

そこにあったのですね。

会長

きょう御審議いただいているまとめ案は、中間まとめとあわせて一体化して出したい。中間まとめに書いてあることは今日審議している案には書いていないということである。今回は3つの大きな問題点に焦点を合わせており、これを知的財産基本法を受けてできる知的財産戦略本部に、できるだけ実現していただくということで御審議をいただいている。

ほかに何か御注意いただく点とか御意見がございますか。

特にございませんか。

それでは、本日はいろいろと貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。おおよそのコンセンサスが得られたのではないかと考えています。細部については、言葉の問題については、少しお任せいただき、大事なところはきちんと書くという方針でやりたいと思う。

(前回の議事録確認)

(会議資料の公開の確認)

会長

それでは、今後の予定について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会長

本日は予定より少し早く終わりましたが、いろいろ御協力をいただきましてありがとうございました。この専門調査会は発足以来、大変内容の濃い御議論をいただきました。おかげさまで、知的財産基本法が成立して、いよいよ国として知的財産を確保していく体制ができてきつつあるように思います。

しかし、まだまだ問題点もたくさん残されておりますので、我々としては、御議論いただいた結果をできるだけ知的財産戦略本部に反映してもらうようにしていきたいと考えている。

今、事務局から説明したように、この25日に総理が議長である総合科学技術会議が行われるので、そこに今日まとめていただいたものを出し、意見具申としたいと考えております。

今後ともいろいろな問題点がまた出てくる可能性もありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当にお忙しい中を専門調査会のために御協力いただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げて、この会を終わらせていただきます。

以上